

第 6 回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会意見書

認定 NPO 法人 ささえあい医療人権センター COML

理事長 山口 育子

2019 年 6 月 10 日に開催されます第 6 回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会に所用のため出席できませんので、以下の意見を提出いたします。

<初診は原則対面診療の例外について>

今回指針にまとめられました緊急避妊に係る診療について記載されている 19～20 ページについて、望まない妊娠の可能性を有し、強い不安を抱く女性をより多く救済するためにも、ぜひとも全面的に認める必要があると考えます。

もちろん、最も望ましいことは、緊急避妊を要する女性が、迅速かつ確実に緊急避妊薬を手にする事です。そのために、対面診療が可能な医療機関（産婦人科だけでなく、総合診療やかかりつけ医機能を持つ医療機関を含む。）のリストを公表し、それを直接閲覧したり、相談窓口等から紹介されたりし、少しでも迅速、確実に緊急避妊薬を服用できる状況を整備することが急務であると思います。また、緊急避妊薬の効能や注意事項（72 時間以内の服用が必要など）を広く周知する努力も不可欠です。

その上で、対面診療がかなわない女性のための救済措置の一つとして、オンライン診療による緊急避妊薬の処方認める必要があると考えます。そのためには、地理的要因のみならず、内診の恐怖や抵抗感をはじめとする女性の心理的状态を医師がしっかり把握・判断し、オンライン診療による適切な対応をすることで、より多くの緊急避妊を要する女性が救われる一助としての役割を果たしていただきたいと思ひます。

更に詳細な意見は、私の所属する団体の会報誌（2019 年 6 月号）で紹介する記事に記載しました。参考資料として配布していただひていますので、ご参照ください。